



## 別紙

### 1 在庫管理実施者の責務及び組織

- (1) 適正な在庫管理を実施するにあたり、次表のとおり在庫管理を分担する責任者及び副責任者（以下「在庫管理者」という。）を定める。
- (2) 在庫管理者は、この計画に基づき危険物の適正な在庫管理を実施するとともに、常に危険物の漏えい事故防止に努める。

在庫管理責任者	
在庫管理副責任者	
在庫管理副責任者	

### 2 在庫管理に対する教育について

(1) \_\_\_\_\_ は、在庫管理者に対して毎年（2回）以上次に掲げる内容の教育を実施することとし、その年間教育計画を作成する。

- ・危険物在庫管理の実施方法に関すること。
- ・危険物施設の定期点検に関すること。
- ・危険物施設の位置・構造・設備に関すること。
- ・危険物施設の保安の確保に関すること。
- ・危険物漏えい事故等発生時の通報・応急措置に関すること。
- ・消防関係法令に関すること。

- (2) 在庫管理者は自らも危険物の保安の確保に関する知識・技能の習得に努める。
- (3) 在庫管理者の交代があった時は、その都度前記(1)の教育を実施する。

### 3 在庫管理の方法について

- (1) 毎週1回以上、漏えい検査管を用いて危険物の漏れを確認する。
- (2) 毎週1回以上、液面計・検尺棒等の測定数値から得られる地下タンクからの危険物の払出し量と、流量計、計量機等の測定数値から得られる危険物の払出し量とを比較する。
- (3) 前記の数値は10リットル単位で測定し、その結果を点検記録簿に記録するとともに当該記録を3年間保存する。

(4) 前記(1)(2)の方法により危険物の漏れの確認を行った結果、漏えい検査管に油分の付着が確認された場合、若しくは払出し量比較の累計数値の増加が確認された場合は危険物の漏えいが発生しているものと判断する。

#### 4 危険物漏えい時の措置について

##### (1) 通報体制について

在庫管理者・その他の者は、危険物の漏えい若しくはその疑いが生じた時は、消防機関に通報するとともに、環境保全の関係機関に連絡する。

日高広域消防事務組合	消防本部	日高町萩原 930-1	0738-63-2000
	消防署	同上	0738-63-1119
	中津出張所	日高川町高津尾 5-3	0738-54-1119
	印南出張所	印南町山口 1507-6	0738-42-0119
	南部出張所	みなべ町徳蔵 170-6	0739-74-3119

##### (2) 応急措置について

- ・地下タンク等点検専門業者に漏えい検査を依頼する。
- ・漏えいが確認された地下タンク等の使用を停止するとともに、危険物の抜取りを実施する。
- ・専門業者に依頼し、ボーリング調査等により壤土、地下水の汚染状況及び危険物の漏えい範囲等の調査を実施する。
- ・危険物施設の改修等を行うときは、法令に規定する申請手続きを遵守する。

#### 5 在庫管理対象施設

##### (1) 地下貯蔵タンク

タンク NO	油 種 名	容量 (kℓ)	構 造
1			一重殻・二重殻
2			一重殻・二重殻
3			一重殻・二重殻
4			一重殻・二重殻

(2) 地下埋設配管

配管系統名等	油種名	地下埋設部分の延長距離
N0 1 (注・吸・通)		m
N0 2		m
N0 3		m
N0 4		m

(3) 漏えい検査管

検査管 NO	設置場所・タンク名称等
～	N0. 1 タンク上部スラブ
～	N0. 2 //
～	N0. 3 //
～	N0. 4 //

別紙埋設タンク図面参照